

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の 施行に伴う関係政令の整備に関する政令（概要）

1. 背景

令和 5 年通常国会において成立した「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 18 号。以下「改正法」という。）が本年 4 月 28 日に公布されたところ、同法の施行に伴い、関係政令について必要な規定の整備を下記のとおり行うこととする。

2. 概要

改正法による地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）及び道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の条項ずれや準用規定の追加等に対応するため、次の政令について、所要の規定の整備を行う。

【改正対象政令】

- ① 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令（平成 19 年政令第 297 号）
- ② 道路運送法施行令（昭和 26 年政令第 250 号）
- ③ 道路運送車両法施行令（昭和 26 年政令第 254 号）
- ④ 特定商取引に関する法律施行令（昭和 51 年政令第 295 号）
- ⑤ 消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）

3. スケジュール

閣 議：令和 5 年 7 月 18 日（火）
公 布：令和 5 年 7 月 21 日（金）
施 行：令和 5 年 10 月 1 日（日）※

（※参考）

改正法の施行期日は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（令和 5 年政令第 220 号）において令和 5 年 10 月 1 日と定めている。